

令和7年度 大野城市人権政策審議会 第3回会議 議事録

日 時 令和7年8月20日(水)15:30~16:15

場 所 大野城市役所 本館5階 511会議室

出席委員 見城会長 三苦副会長 妹川委員 佐藤委員 井石委員 北崎委員
田中委員 松岡委員 大林委員 安成委員

事務局職員〔人権男女共同参画課〕佐護課長 高地係長 村田主任臨床心理士

〔開会 15時30分〕

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

○見城会長

それでは、議事の(1)「第3次大野城市人権教育・啓発基本指針」に基づく実施計画令和6年度進捗状況報告書(案)についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議事(1)についてご説明をいたします。(1)『第3次大野城市人権教育・啓発基本指針』に基づく実施計画 令和6年度進捗状況報告書(案)」についてです。第1回、第2回会議におきましては、委員の皆様からご意見を頂き誠にありがとうございました。

事前に送付した別紙1の資料には、進捗状況報告書「審議会意見」欄への記載案への回答の一部を記載していないため、本日は使用せず、代わりに机上に配布している新たな資料別紙1を用いて説明させていただきます。

この別紙1は第2回の審議を受けての審議会意見の修正案及び担当課対応案を記載したもので、7ページあります。右から3番目の列の「進捗状況報告書『審議会意見』欄への記載案(事務局案)等」を前回第2回のご意見をもとに訂正しております。なお、全体的に文章が断定的で強い表現でしたので、やわらかい表現に修正しております。また、それらの「審議会意見」に対する担当課回答を、右から2列目の進捗状況報告書「審議会意見」欄に対する担当課回答の欄に記載させていただきました。

今回、多数の担当課回答がありますので、時間の関係上、事前にお送りした資料の進捗状況報告書「審議会意見」欄に作成中と記載してあった項目について、抽出してご説明いたします。

まず1ページ目、上から3番目のご意見、9ページにあたるものです。総合的施策、あらゆる場における人権教育・啓発の推進、事業名(2)学校教育②正しい人権感覚を養う教育の推進について、審議会意見の記載案等としましては「社会科基底カリキュラムの活用率100%について、すばらしい取り組みであるが、学んだ児童生徒の理解度について調査を検討していただきたい。その上で学校全体で人権意識を広めていくことが重要ではないか」というご意見をいただいております。これに対し担当課の回答としましては、教科書改訂に伴い社会科基底カリキュラムを作成するとともに、児童生徒の学校生活における様相を細かく観察し、カリキュラムの検証・改善を継続して行っていく。その上で、より効果的な指導を行い、児童生徒の人権意識を高めていくという回答をいただいております。

次に、別紙1の6ページの一番上のご意見についてです。Ⅱ分野別施策5障がいのある人に関する問題①市民を対象とした講演会等の開催、啓発情報の発信等による啓発について、意見欄への記載案としましては「障がいのある方々の活動について広報を積極的に行い、理解を深めていただきたい。また、障がい者と共に参加できるスポーツの周知を関係課で連携して市民に広めることを検討していただきたい」というご意見をいただいております。これに対する担当課の回答としましては、障がいのある方々の活動や活躍については、今後も市民の理解を深められるよう、みんなのチャレンジアート展の開催等を通じて、引き続き広報や啓発等を推進します。障がい者と共に参加できるスポーツの周知等については、パラスポーツ(障がい者スポーツ)用具の計画的な配備や活用を通じて引き続き推進します。また、障がいのある人もない人も一緒になってスポーツ、レクリエーション活動を楽しむことができる事業を検討し、関係課と連携しながら障害者団体などへ情報発信していきますという回答を得ております。

そして、最後です。同じく6ページの上から3番目のご意見Ⅱ分野別施策5障がいのある人に関する問題③障がいのある人の社会参加と交流活動の開催について「企業に対して障がいのある人の雇用について啓発することを検討していただきたい」というご意見をいただいております。これについては、企業に対する障がいのある人の雇用促進の啓発については、今後、他市の事例等を参考にすることで検討します、という回答を得ております。説明は以上です。

○見城会長

ありがとうございます。ただいまの説明、それから別紙1全体について何かご質問ございませんでしょうか。

○安成委員

前回気づけなかったのですが、資料4ページ、中学生のデートDVの防止研修のところについて、担当課の回答欄には「研修では、デートDVに限らず友人との関係においても、自分だけでなく相手も大切にす、尊重し合える関係が大切であることを生徒たちに伝えていきます」と記載されています。これはこれでいいのですが、デートDVをテーマに研修するわけですから、普通の友人関係とは違うと思います。デートとなると好意的な感情や恋愛的要素も含まれますので、男子生徒は女性を自分の所有物のように思ってしまう、女子生徒もそうやって束縛されることで特別な気持ちになる、というように普通の友人関係とは異なると思うんです。もちろん、お友達の中でも上下関係があってはいけないし、担当課回答の「お互いに大切に思い、尊重する」ということはいいのですが、デートDVをテーマに研修を実施しているので、回答はもう少し違った表現にしていきたいと思います。

○事務局

回答には「デートDVの防止以外の友人関係も含めて様々な人間関係において尊重し合える関係性が大切であることを伝えている」という記載をしておりますが、審議会からの意見はデートDV防止に関することですので、表現を「研修ではデートDVの防止について、自分だけでなく相手も大切にす尊重し合える関係が大切であることを伝えていきます」と修正させていただきます。

○見城会長

ありがとうございます。以前、中学生デートDVの研修に参加させていただいたことがあるんですが、その時に相手が中学生ということもあって、性的な関係のを中心にするのではなく、IメッセージとYOUメッセージという、私はどう思います、あなたはどう思いますかという話から、「スマホを俺に見せろと言ってはいけない」や「女の子にも男の子を束縛する子もいるので、そういうのもよくない」などという話の後に、全ての人間関係において相手を大切にしましょうということを打ち出す研修会でした。そのため、担当課はこのようにお答えになっていると思います。

○事務局

では、回答を「研修ではデートDV防止について啓発を行っています。また、それだけでなく、友人とも尊重し合える関係をつくるよう伝えていきます」という表現であれば分かりやすいでしょうか。

○安成委員

そうですね。

○事務局

では、そのように修正させていただきます。ありがとうございます。

○見城会長

他に何かありませんでしょうか。

○北崎委員

資料6ページ、報告書83ページのⅡ分野別施策7インターネットによる人権侵害において「情報流通プラットフォーム対処法についての市民理解を図ってほしい」との意見に対し「当該法律について理解が深まるよう情報提供する」との回答となっています。私は、情報流通プラットフォーム対処法が今年度できたことを知らなかったんですが、情報流通プラットフォームというのはSNSのことですよ。SNSの問題に対処するような法律が色々あって、最初、そのことを指していると思ったんです。今年度になってこういう法律ができたということを知って調べて最近知りまして、それについて一般の方たちはご存じないのではないかと思います。「当該法律について」とさっと記載されていますが、今年度このような法律ができたということを一言書かれるといいのではないかと思いますので、意見させていただきました。

○事務局

この法律は今年度施行されたばかりなので、「これから市民に対して情報提供を行います」という表現に変えさせていただきます。

○見城会長

他に何ありませんでしょうか。ご自分が意見された項目などについて、何かご意見やご質問がありましたらお願いします。ないようですので、担当課の回答につきましては、この内容でよしとし、議題1についての審議は以上とします。

続きまして、議題2の総括的意見、総括的指摘事項についてです。事務局は説明をお願いします。

○事務局

それでは、まず総括的意見についてご説明いたします。事前に送付しました別紙2大野城市人権政策審議会総括的意見(案)と書かれた書類をお手元にご準備ください。

これまで2回の会議の内容や皆様からのご意見を踏まえて、たたき台となる文案を別紙2に記載のとおり作成しております。この別紙2についてご意見をいただきたいと思います。説明は以上です。

○見城会長

それでは、総括的意見(案)に関して、何かご意見がある方はお願いいたします。

○三苦委員

様々な意見をまとめるのは大変だったと思います。ありがとうございます。文案の提案はできませんが、行政として費用対効果という視点は外せないと思います。先ほど検討した中にも費用対効果のことが書かれていましたが、そこだけだと弱者が切り捨てられていく面もあると思います。ですので、弱者に対して行政として寄り添っていく気持ちというか、そういうものをぜひ持ってほしいです。それが温かみのある行政ではなかろうかと思っています。理想なことばかり言うかもしれませんが、1人も切り捨てないという方向で考えてもらいと思います。

○事務局

ありがとうございます。みんなの人権を守ることが私たちの使命ですので、費用対効果が低いから人権施策を縮小しようという表現にならないようしっかり気をつけて今回の文案を作成いたしました。ありがとうございます。

○見城会長

前年度、令和5年度の時には出ていたハラスメントのことを、今回の第3次が終わる今年度の総括的意見のところで文章化されたほうがいいかなと思います。後でご説明があるかもしれませんが、大野城市もハラスメント防止条例を近々つくる予定があるようなので、そのことにも少し触れられたほうがいいと思います。

○事務局

審議会意見ということで、ハラスメントに関して追加することは可能です。大野城市としてパワハラ防止条例を策定するということを表明しておりますので、内容としてはこの中に「ぜひ不断なく進めてほしい」といった文言を追加する形でよろしいでしょうか。追加する文案につきましては、後日、郵送で皆様にお送りいたします。

○見城会長

みなさん、いかがでしょうか。

○松岡委員

最終文案を会長に確認していただいた上で、文章を確定し、後日各委員に報告という形をとっていただければと思います。

○事務局

承知しました。

○見城会長

他にご意見等はありませんでしょうか。ないようですので、議題2の総括的意見については以上といたします。続いて、事務局は総括的指摘事項の説明をお願いします。

○事務局

では、次に総括的指摘事項についてご説明いたします。こちらもお事前にお送りしていただきました別紙3をご覧ください。これまでにいただいたご意見を踏まえて、文案を記載させていただいております。なお、掲載した審議会指摘事項の場合の市回答案を参考までに掲載しております。こちらについて皆様のご意見をいただきたいと思います。説明は以上です。

○見城会長

ただ今説明のあった別紙3について、ご意見やご質問はございませんでしょうか。市の回答欄に書いてあるのは、とりあえずこのような方向でということで、まだ決定ではありません。

何か気になった点などありましたらご意見をお願いします。

○事務局

申し訳ありませんが審議会指摘事項の一部修正をお願いしてよろしいでしょうか。先ほどもご説明しましたとおり、私どもは人権を守るための事業を推進しており、事業の廃止や統合、整理といった言葉は人権施策の縮小と捉えられるのではないかとということで事業の廃止や縮小といった言葉を削っていくよう文言を整理しておりました。しかし、この文案中段あたりの文言を消すのを失念して残っています。「事業の廃止、修正、統合、整理といった見直し」という部分について、ここは「事業の方法や内容の検討、見直しが必要と考えている」という表現に変更したいと思いますがいかがでしょうか。

○大林委員

そうすると、①はどうするんですか。

○事務局

この部分も、番号を繰り上げて①方法や内容の再検討、②現事業を継続となります。

そのように修正を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○見城会長

すみません、もう1回全文を読んでいただけますか。

○事務局

審議会指摘事項を二段落目から読みます。限られた本市の人的資源、財政、時間的制約といった点に比べて、税金による事業という性格を考慮すると「費用対効果」「有効性や効率性」といった視点から、事業の方法や内容の検討、見直しが不可欠の課題である。その意味から5年毎の指針や計画の見直しにあたっては、事業の担当課による5年間(実質4年間)のPDCAの総括と評価を踏まえ、各事業について①方法や内容の再検討、②現事業を継続、といった見直しを行うことが必要である。という内容にしたいと思います。

○見城会長

みなさん、お分かりになりましたでしょうか。

○安成委員

廃止の方向での検討や方法、内容の再検討をどう展開されているのかお聞きしたかったのですが、今ご回答いただきましたので、よく分かりました。

○見城会長

現在、事業によっては例えば、研修会などは参加人数によって評価するという評価方法がありますが、たくさんの人に来ていただく事業と、人数が少なくてもやらなければならない事業があると思うので、今訂正されたことは大切だと思います。

○三苦委員

繰り返しになりますが、人権行政が、例えば、何か形のあるものをつくり出すのはなかなか難しく、いわゆる人づくりということになると思います。人づくりが豊かな大野城市につながると思いますので、繰り返しになりますが、費用対効果というものさしですばっと切るだけではなくて、血の通った施策が弱者に届くようにお願いしたいと思います。

○見城会長

それではそのように訂正をお願いします。

○事務局

それでは、先ほどの別紙2と併せて、別紙3につきましても修正後の文案を会長にご確認いただいた上でみなさまにご報告いたします。

○見城会長

よろしく願いいたします。他にご意見等はありませんか。

ないようですので、議題その他に移ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議事(3)その他ついて3点ご説明いたします。

まず、今日の議事に関しまして、総括的意見及び総括的指摘事項において皆様にご意見を賜りました。予定していた進捗状況報告書についての3回の会議は今回で終わり、次回からは第4次大野城市人権教育啓発基本指針及び実施計画についての審議を目的に会議を開催をいたします。今回のご意見に基づく修正につきましては、事務局と見城会長との協議の上でご対応させていただきたいと思いますが、改めてよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

次に、2点目の第4回の会議についてです。机の上に、審議会第4回会議の日程調整表を

お配りさせていただいております。当初、第4回会議の開催日を10月8日とご案内しておりましたが、新しい指針の策定に向けての事務が少し遅れておりますので、できれば8日の翌週から10月いっぱい日程調整をさせていただきたいと思っております。

もし今日予定が分かる方は、日程調整表を提出していただければと思います。今予定が分からない方は、8月22日までにメールまたはファクスでお知らせをいただければ幸いです。

調整の上、日程が決まりましたら、急ぎみなさまに開催日時をお知らせした上で、後日改めて正式な開催通知をお送りしたいと考えております。急な日程変更で大変申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に3点目、本市の市民ワークショップ開催のお知らせです。本日、机の上に配付しておりますA4サイズのチラシをご覧ください。本市では、職場や家庭など様々な場面における全てのハラスメントの根絶に向けて、ハラスメント防止条例の検討を進めております。市民の方々と一緒に考えるワークショップを2回にわたり開催いたします。大変ご多忙中とは存じますが、お時間がある方は、ぜひご参加いただければ幸いです。説明は以上です。

○見城会長

ただいまの議事3の説明について、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

ないようですので本日の議事は以上といたします。